特定調達品目検討に当たっての基本的考え方

1.「基本方針」に定める基本的考え方

特定調達品目及びその判断の基準等の検討は、「基本方針」に定める基本的考え方(別添1)に基づき実施する。検討に当たっての主要な観点は以下のとおりとする。

物品等の品質等の一般的事項を満足していること

- ・ 品質、機能、供給体制等、調達される物品等に期待される一般的事項を満足していること
- ・ 環境負荷低減効果に対してコストが著しく高くない、または、普及による低減が見込まれること

環境負荷低減効果が確認できること

- ・ 客観的に環境負荷低減効果が確認できること(環境負荷低減効果の評価方法について 科学的知見が十分に整っていること)
- ・ 数値等の明確性が確保できる判断の基準の設定が可能であること

なお、特定調達品目は、国、独立行政法人及び特殊法人が重点的に調達を推進する環境物品等の種類であり、また、グリーン購入法はより環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的としているため、以下に該当する提案については検討の対象外となる。

- ・ 国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの 国等の機関においてある程度調達のあるものが対象となり得る。特定の機関において多くの調達があるような ものについては、その機関の調達方針において対象品目とすることを検討する。
- 判断の基準を満たしたものが十分に普及し、既に通常品となっているもの

2.公共工事における品目検討の考え方

特定調達品目のうち、公共工事に係る品目については、「基本方針」(別添1)にも示すとおり、目的となる工作物が、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要があるなどの特徴を有している。

特定調達品目の検討に当たっては、環境負荷低減効果があり、かつ、国等が調達を推進することにより環境物品等の普及が図られるものを特定調達品目として定めることとし、特に以下の観点から検討を実施する。

環境負荷低減効果が客観的に認められるもの

- ・ データ等により客観的に効果が示されたものを原則とする 普及の促進が見込まれるもの
- 十分に普及し、それ自体が既に通常品になっているものは除く
- ・ 普及が可能な地域が限定されるものであっても、通常品の代替として普及が見込まれる もの

品質確保(安全性、耐久性等)が確実なもの

- JIS、JAS等の公的基準を満足または準拠すること
- ・ 公共工事における使用実績が十分にあること等、実際と同等の条件下での検証及び評価が十分になされていること

コストが適正と判断されるもの

- コストが通常品に比べ著し〈高いものは除〈
- ・ 現在、割高なものは、普及とともに比較対象品と同程度になる見込みを確認

なお、具体的な検討の流れは、(別添2)に示すとおりとする。

3.その他

上記に示されているもの以外に、法令上や運用上の点から、以下のような事項についても配慮を行いながら検討を行う必要がある。

会計法や WTO 協定に整合的であること

- ・ 入札参加資格の要件を不必要に制限しないこと
- ・ 多数の者が製造・販売を行っていること(競争性の確保)
- ・ WTO で未だ議論中であるような事項へ配慮(PPM 等) 特定の特許等に限定するような基準の設定は行わない

全国的な供給が見込まれるものであること

・ 全国的な調達に対し、判断の基準を満たしたものの供給が見込まれるものであること 現在、国等の各機関においては、特定調達品目について、原則的に判断の基準を満たすものを購入することと して取り組まれており、高い調達率を維持しているところ。調達が不可能な場合には調達実務における問題も発 生する。

環境負荷低減効果について適切な比較対象があること

- ・ 環境負荷低減効果があるということは相対的に比較の対象が必要である
- ・ 不適当な例: 畳は藁でできているから環境に良い、金属製の製品はリサイクルされるから 環境に良い など

4.素材の評価について

製品の素材は、求められる機能・性能を考慮して選択されていることがほとんどであり、一概に素材の異なる製品間の比較を行うことは適当ではない。

同じ機能・性能を有すると判断され*、かつ、素材の異なる製品間の比較においては、LCAによる評価が有効であると考えられる場合が多い。(LCAは素材転換による環境影響項目間のトレードオフ関係を把握し、ライフサイクル全般を通じての環境影響改善効果をチェックする方法として有効である。)

ただし、LCA による評価結果は、データの収集方法やシステム境界などの前提条件の設定に依存することもあり、データの正確さや LCA 実施の前提条件を十分に把握した上で利用することが必要となる。

また、特定調達品目及びその判断基準の検討においては、特定の製造業者の特定の製品を評価するものではなく、原則として、対象となる製品群を総体として扱う必要があるため、その活用には注意が必要である。

さらに、LCA による評価を行うものには単に生産工程・製造工程の違いにより、産品の特性に関連しないものの比較を行うものも多いため、このようなものに対する基準の設定においては、WTO における議論の状況等も念頭に対応する必要がある。

*:「同じ機能・性能を有すると判断されるもの」とは、通常の調達者が機能・性能が同一のものとして調達すると一般的に考えることができるもの。

■ 素材に関する比較検討の難易度による分類

比較の可能性のあるもの

機能・性能について、通常の調達者が同一のものとして調達すると一般的に考えることができるもの。

LCAにより客観的な優劣の判断のつく可能性のあるもの注

・重視する環境影響項目が同じで結果にトレードオフが生じないもの

(例:窓付き封筒の石油由来プラと植物由来プラの比較)

客観的な優劣の判断を行うことは困難であるが、LCAによるトレードオフのチェックを行うことが有効であるもの注

- ・重視する環境影響項目が同じで結果にトレードオフが生じるもの
- ·素材の違いにより、重視すべき環境影響項目が CO2 排出と水質汚濁などのように異なるもの、 使用対象目的がリサイクル性向上と軽量化など異なるもの
- 注:ただし、LCA による評価は、データの収集方法やシステム境界などの前提条件の設定に依存することもあり、データの正確さや LCA 実施の前提条件を十分把握した上で注意して利

用することが必要である。現実的には収集できるインベントリデータには限界があり、必ず しも多くのものが容易に比較できるわけではない。

比較検討が不適切又は不可能なもの

機能・性能について、通常の調達者が異なるものとして調達すると一般的に考えられるもの

(例:樹脂製、陶製のフラワーポット)

(例:コンクリート、鉄骨、木材の一般的な素材比較)

環境物品等の調達の推進に関する基本方針(抜粋)

2.特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア.判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの(「特定調達物品等」という。)について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ.判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、 調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要が あるのは当然である。

ウ.特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ.公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物(建築物を含む。)は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

公共工事に係る品目検討フロー

< 品目検討の基本的考え方 >

- グリーン購入法の主旨への適合性を判断し、<u>環境負荷低減効果が客観的に認められるもの、 普及の促進が見込まれるもの</u>を、明らかに品質が確保できないものを除き特定調達品目等の追加、見直しのための候補として、特定調達品目候補群(ロングリスト)に記載する。
- 環境負荷低減効果、環境負荷低減以外の特性(<u>品質確保(安全性、耐久性等)の確実さ、コストの適正さ等)</u>を判断し、特定調達品目候補群 (ロングリスト)記載品目を、グループに区分する。

環境負荷低減効果の評価は、品目のライフサイクル全体にわたった総合的な観点から行う。

提案資料の受付 <新規提案/ロングリスト記載提案>

特定調達品目候補群(ロングリスト)に記載するかどうかの検討

この間、別途必要に応じて ヒアリングを実施 検討資料: 提案品目自己チェック票[様式0] 提案品目の概要[様式2]

> 個票 1:提案品目の環境負荷低減に関する特性 【様式 2】

環境負荷低減に関する特性について、提案内容を客観的に評価するための資料が不備のもの

環境負荷低減以外の特性(品質確保(安全性、耐久性)の確実さ、コストの適正さ等を判断するための資料がないもの

国及び独立行政法人等による公共工事において調達しないもの、または、極めて少ないもの

比較対象の選定が不適切なもの

環境負荷低減効果が認められないもの

製の資材など、素材自体の環境負荷低減特性に依拠しているもの グリーン調達だけでは環境負荷低減効果が実現しないもの など 検討の対象外、あ るいは特定調達

特定調達品目等の追加、見直しのための候補 < 特定調達品目候補群(ロングリスト)に記載 >

検討資料: 提案品目の概要【様式2】

個票1:提案品目の環境負荷低減に関する特

特定調達品目等の追加、

日本しゃにこかじこかの

特定調達品目候補群のど のグループに属するかの 検討 グループ

コストが通常品に比べ、著しく高いもの 積算根拠が不明確なもの

グループ

公共工事における使用実績が十分ではない等、実際と同等 の条件下での検証及び評価が十分ではないもの

グループ

JIS、JAS等の公的基準を満足または準拠していないなど、「品質確保」について不確実性が残るもの

「目的物の性能確保」について不確実性が残るもの(現場条件による性能の安定化や性能確保条件が不明確なものなど) 労働安全衛生上課題のあるもの

グループ

マクロ的に期待される環境負荷低減効果が相対的に小さいもの(現場条件等により制約の大きいもの、短期的には普及の見込みが小さいもの)

「判断の基準」の設定が難しいもの

今後の十分な検証、あ るいは客観的・科学的 な情報の蓄積が必要。 次回以降継続検討

提案を参考に、特定調達品目等の追加、見直し